

「地方財政法施行令等の一部を改正する政令案の概要」に関する御意見（抜粋）
及びそれに対する総務省の考え方（受付順）

御意見（抜粋）	総務省の考え方
【協議不要対象団体の判定のための基準及び届出手続】 協議不要対象団体の判定のための基準が複雑すぎ、届出手続が煩雑すぎると思います。これでは、届出をするより協議した方が話が早いということになりかねないと思います。したがって、協議不要対象団体の判定のための基準については、 ① 実質公債費比率に係る基準の経過措置をなくし、 ② 将来負担比率に係る基準については、都道府県・指定都市と市町村での取扱いの差をなくして共通の 250%とし、 ③ 協議不要基準額については、過去 3 カ年の平均ではなく直近の 1 カ年の数値とするべきだと思います。 また、届出手続については、 ④ 届出単位を区分せず、単一の届出で足りるものとし、 ⑤ 届出事項は、法で要求される事項に限定すべきだと思います。	① 実質公債費比率に係る基準については、平成 24 年度は経過措置を設け、14%未満の団体を協議不要としていますが、これは市場の信認を維持しながら地方債届出制度を円滑に導入するために有効な措置であると考えています。また、これにより届出手続が煩雑になることはないと考えています。 ② 将来負担比率に係る基準については、現在の都道府県・指定都市と一般市区町村の指標の状況や健全化基準に差があることにかんがみ、都道府県・指定都市にあっては 300%、一般市区町村にあっては 200%としています。また、これにより届出手続が煩雑になることはないと考えています。 ③ 協議不要基準額の算定における標準財政規模等の額の取扱いについては、年度間における当該額の変動を平準化する観点から、過去 3 カ年の平均を用いることとしています。 ④ 届出単位については、手続が煩雑とならないよう、現行の協議単位と同様のものを用いる方向で検討します。 ⑤ 届出事項は、法令で定める事項に限定しており、協議事項と同様のものとしています。
【協議不要対象団体の判定のための基準】 協議不要基準額に加算されるという、総務省令で定める地方債とは何か、よく分からないので、何か例示された方がよいと思いました。	総務省令で定める地方債は、総務省令において、臨時財政対策債、減収補填債、災害復旧事業債等としています。
【協議不要対象団体の判定のための基準】 協議不要対象団体の判定のための基準では実質公債費比率に係る基準が設けられていますが、平成 24 年度から実質公債費比率が 16%未満の団体が協議不要となるように経過措置を無くしていただきたいと思います。	実質公債費比率に係る基準については、平成 24 年度は経過措置を設け、14%未満の団体を協議不要としていますが、これは市場の信認を維持しながら地方債届出制度を円滑に導入するために有効な措置であると考えています。

御意見（抜粋）	総務省の考え方
【協議不要対象団体の判定のための基準と運用基準の区分】 ・パブコメ原案では、協議不要対象団体の判定基準として、新たに⑤「協議不要基準額」が示されているが、その位置付けが分かりにくいと考える。 ・①～④は協議不要対象団体の判定基準と考えられるが、⑤「協議不要基準額」、⑥「地方公営企業の取扱い」、⑦「地方公共団体の組合の取扱い」の各基準は、協議不要の範囲を示す運用基準と考えられるため、これら基準の位置付けを明確にしていきたい。	①実質公債費比率に係る基準、②実質赤字額に係る基準、③連結実質赤字比率に係る基準、④将来負担比率に係る基準、⑤協議不要基準額については、協議不要対象団体の判定のための基準を示すものです。 ⑥地方公営企業の取扱いについては、協議不要対象となる地方公営企業の判定のための基準を示すものです。 ⑦地方公共団体の組合の取扱いについては、協議不要対象となる地方公共団体の組合の判定のための基準を示すものです。
【「起債同意書」等に代わる書面の発行】 ・金融機関が地方債の引受けを行う際、当該地方公共団体から提出いただく「起債同意書」等の写しによって、許可や協議の結果や交付税措置を確認しているが、事前届出で足りる起債については、金融機関において個々の起債の同意の有無等が確認できない。 ・このため、①適正な事前届出に基づくものであること、②「協議不要基準額」の範囲内であること、③交付税措置がなされる同意債であること、が確認できる上記「起債同意書」等に代わる書面に係る措置を講じていただきたい。	①適正な事前届出に基づくものであること、②協議不要基準額の範囲内であること、③協議をしたならば同意されることとなると認められる地方債であることを確認できる方法を検討しており、具体的内容を決定した上で公表します。
【実質赤字額の公表】 ・パブコメ原案では、協議不要対象団体の判定基準として、「②実質赤字額」が示されている。他の指標（①実質公債費比率、③連結実質赤字比率、④将来負担比率）は公表されているが、「②実質赤字額」は公表されておらず、金融機関では把握できない。 ・事前届出制の円滑な運用のためには、金融機関においても協議不要対象団体の判定基準である「②実質赤字額」が把握できることが望ましいため、事前届出制の実施を機に実質赤字額を公表してもらいたい。	総務省では、実質公債費比率等とあわせて実質赤字比率を公表しています。 公表資料において、実質赤字額が0の場合は、当該地方公共団体の実質赤字比率を「－」で表記していることから、これをもって実質赤字額の有無を確認していただけます。

御意見（抜粋）	総務省の考え方
【事前届出が有効である期限】 ・金融機関が地方債を引き受ける場合は、事前届出の有無、有効とされる期限などを把握して、引受けの判断の参考とすることとなる。 ・パブコメ原案では、事前届出の時期や有効期限について不明確であるので、原則的な取扱いを明確化していただきたい。また、併せて判定に用いられる財務指標の対象年度についても明確化していただきたい。	事前届出の時期については、政令において「総務大臣又は都道府県知事が定める期間内」としています。総務大臣が定める期間については、具体的内容を決定した上で公表します。 事前届出の有効期限は、現行の協議と同様、原則として、届出を行った年度内となります。 判定に用いる財務指標の対象年度は、原則として、前年度の決算等に基づき当該年度に算定した財務指標としています。
【届出結果の公表】 ・都道府県知事が事前届出を受けたときは、総務大臣に報告することとされているが、金融機関においては、事前届出の状況を把握することが難しい。 ・このため、各団体が事前届出を行った場合、また、都道府県知事が総務大臣に報告を行う場合に、併せて、それぞれホームページ等で公表する取扱いとしていただきたい。	事前届出又は報告を行った場合の各団体における公表のあり方については、各団体の判断によるものと考えています。
【24 年度の事前届出制の円滑な実施に対する措置】 ・パブコメ原案では、24 年度の起債から事前届出制が適用されるとあるが、24 年度初の起債において事前届出制の採用が難しいと思われ、協議制から事前届出制への移行に際しては混乱が生じないよう特段の配慮が必要と考える。 ・24 年度における協議制から事前届出制への円滑な移行のため、原則として、全国同一の時期の事前届出や公表に関する特段の配慮などをお願いしたい。	事前届出の時期については政令において「総務大臣又は都道府県知事が定める期間内」としています。総務大臣が定める期間については、具体的内容を決定した上で公表します。 また、地方債届出制度の円滑な導入のため、地方団体や金融関係者に対して制度の周知徹底を図っていきます。

※ 順番は、意見の受付順です。

※ パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただきます。

※ いただいたご意見について、原則としてそのまま掲載していますが、趣旨を変えない範囲で修正している箇所があります。